

令和 6 年 11 月 20 日

市内指定訪問介護事業所 管理者様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

訪問介護における特定事業所加算の算定にあたっての注意喚起

日頃から、本市介護保険事業にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、訪問介護における特定事業所加算の要件として規定されている、サービス提供責任者から訪問介護員等に対する文書等による指示の取扱いについて、厚生労働省に取扱いを確認しましたので、以下のとおりお示しします。

同加算の算定にあたっては、当該取扱いにも留意のうえ、適正に対応いただきますよう、お願いいたします。

記

1 留意事項

(1) 趣旨

指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始することとされていますが、サービス提供責任者が事業所に不在時の文書等による指示については、事前の一括指示で差支えないとされています。

このうち、当該事業所に複数のサービス提供責任者が所属している場合の取扱いを整理するものです。

(2) 今後の取扱い

留意事項通知に定める「サービス提供責任者が事業所に不在時」とは、事業所にいずれのサービス提供責任者も不在としている状態を指すため、複数のサービス提供責任者が配置されている事業所においては、サービス提供責任者間の情報共有に努め、当該利用者を担当する訪問介護員に対し、適時・適切な指示が出せるよう、体制を整えていただきますよう、お願いいたします。

2 関連条文（抜粋）

○厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日 厚生労働省告示第 95 号）

指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。

○留意事項通知(平成12年3月1日 老企第36号)

ハ 文書等による指示及びサービス提供後の報告

同号イ(2)(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。

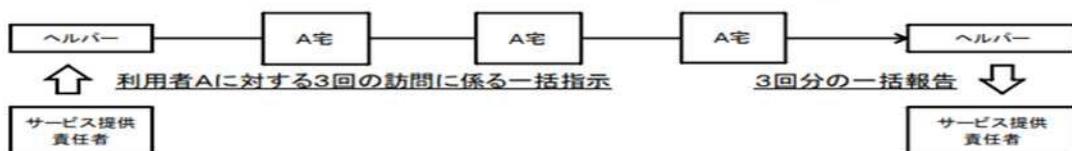
サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、訪問介護員等の中での引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。

○「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成24年3月16日)

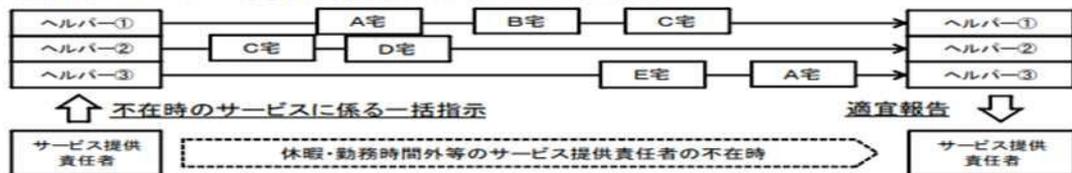
Q 特定事業所加算の体制要件として、サービス提供責任者が訪問介護員等に対して文書等による指示を行い、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けることとされているが、毎回のサービスごとに行わなければならないのか。

A サービス提供責任者は、サービス提供前に訪問介護員等に対して文書等による指示を行い、事後に訪問介護員等からの報告を適宜受けることとしているが、下図AからCまでに示す場合については、サービス提供責任者が文書等による事前の指示を一括で行い、サービス提供後の報告を適宜まとめて受けることも可能である。

(図A) 1人の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合



(図B) サービス提供責任者が不在である場合



(図C) 1人の訪問介護員等が複数の利用者に1回ずつ訪問する場合

